2017 年 3 月 24 日

伊方原発広島裁判 ～仮処分審尋期日のいきさつ～

2016 年 3 月 11 日　伊方原発広島裁判原告団、伊方原発３号機運転差止仮処分命令申立（仮処分）広島地裁に提訴。原告団のうちの 3 名が、仮処分申立人となる。

＜2016 年 4 月 5 日ー原子力規制委員会、伊方原発 3 号機の使用前検査を開始。＞

2016 年 4 月 28 日　伊方３号機運転差止仮処分命令申立事件（仮処分）第１回審尋期日。主に債権者側（申立人側）の訴えの内容を準備書面で確認し、今後の審尋日程を決定する。

2016 年 6 月 16 日　仮処分第２回審尋期日。主に四国電力から反論の書面提出。

2016 年 7 月 13 日　仮処分第３回審尋期日。

2016 年 8 月 3 日　広島地裁に原告のうちの 1 名が追加仮処分申立て。仮処分申立人はこれまでの 3 人と合わせて 4 人となる。

＜2016 年 8 月 12 日ー伊方原発３号機再起動。規制基準適合性審査全体プロセスの中の“起動後検査”開始。＞

＜2016 年 9 月 7 日ー原子力規制委員会の規制基準適合性審査全体プロセスの中の“起動後検査”が終了。16 時 55 分頃、「検査合格証」が現地にて交付され、伊方原発 3 号機はそのまま営業運転再開（再稼働）に入った。＞

2016 年 9 月 13 日　仮処分第４回審尋期日。（債務者側＝四国電力側プレゼンテーション）

2016 年 9 月 20 日　仮処分第５回審尋期日。（債権者側＝申立人側プレゼンテーション）

2016 年 10 月 10 日　仮処分第６回審尋期日。第１次３名、第２次１名の申立人併合。

2017 年 1 月 17 日　債権者側（申立人側）仮処分追加準備書面 2 通提出。

2017 年 2 月 3 日　仮処分進行協議期日。

2017 年 2 月 20 日　債務者側（四国電力側）反論準備書面提出。

＜伊方原発 3 号機運転差止仮処分命令申立事件、広島地裁の決定を待つばかりとなる。＞

2017 年 3 月 30 日　広島地裁本仮処分事件判断日。

伊方原発広島裁判事務局
〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203 電話：090-7372-4608
Email：saiban_office@hiroshima-net.org URL：http://saiban.hiroshima-net.org/